

# 砂川最高裁判決の「呪縛」は解けるか

## 日米安保体制を根本から問う 国賠訴訟

### 砂川事件の元被告らによる 国賠訴訟

今年には安保改定から六〇年の節目にあたるが、いま東京地裁で注目すべき国家賠償請求訴訟の裁判が進行中だ。昨年三月一九日提訴の砂川事件裁判国賠訴訟（以下、砂川国賠訴訟）で、司法の公平性・独立性と憲法九条や日米安保条約・地位協定にも深く関わっている。

「駐留米軍は違憲ではない。高度の政治性を有する日米安保条約は、一見極めて明白に違憲無効と認められない限りは裁判所の司法審査権の範囲外」とした砂川事件最高裁判決（一九五九年十二月一六日。以下、砂川最高裁判決）。その背後に、当時の田中耕太郎最高裁長官からマッカーサー駐日米国外使らへの密談による裁判情報の漏洩があり、憲法三七条が保障

### 吉田敏浩

よしだ・としひろ 一九五七年生まれ。ジャーナリスト。「森の回顧」で大宅壮一ノンフィクション賞、「日米合同委員会」の研究で日本ジャーナリスト会議賞を受賞。著書に『密約 日米地位協定と米兵犯罪』『日米戦争同盟』『沖縄 日本で最も戦場に近い場所』『ルポ 戦争協力拒否』『赤紙と徴兵』など。

する「公平な裁判所」の裁判を受ける権利が侵害されたとして、砂川事件元被告の土屋源太郎氏と椎野徳蔵氏、元被告の故坂田茂氏の長女・坂田和子氏の三名が、国を相手取り訴訟を起こした。賠償金各一〇万円、元被告の罰金各二〇〇〇円の償還、国（政府）による謝罪広告の掲載を求めている。

砂川最高裁判決は、安倍晋三政権が判決内容を曲解したうえで、集団的自衛権の行使を容認する強引な解釈改憲の正当化に用いた。また、米軍機の騒音公害や米軍用地の強制使用など米軍基地被害をめぐる裁判で、安保優先・軍事優先の判決を正当化する最高裁判例としても使われている。いわば日米安保体制と軍事同盟強化のお墨付きとして利用されているのだ。しかし、その背後に、米政府の密かな内政干渉、田中最高裁長官の裁判情報の漏洩など不正行為のあったことが、米



東京地裁へ向かう原告と弁護団と支援者  
(2019年3月19日、筆者撮影)

国立公文書館で秘密指定解除のうえ公開された、秘密電報・書簡などの外交文書（後述）で明らかになった。司法の公平性・独立性が侵害されていたのだ。砂川国賠訴訟はそのような黒い霧に覆われた最高裁判決に、根底から異議申し立てをするものだ。原告の一人、土屋源太郎氏（85）は訴える。

「一九五九年当時、砂川事件を裁いた最高裁大法廷の裁判長は、田中長官でした。ところが、自ら裁判の一方の当事者の米国外使に密かに裁判情報を漏らしていた。そうした不公

平で不透明な最高裁判決に正当性はありません。裁判所は、私たちが公平な裁判所の裁判を受ける権利を侵害されたことを認め、司法の公平性と独立性を自ら回復させるべきです」

砂川事件とは一九五七年七月八日、東京都砂川町（現立川市）で、米軍立川基地の基地内民有地の強制使用のための測量に反対する、地元農民と支援の労働者・学生のデモ隊の一部が、基地内に数メートル立ち入り、同年九月、日米行政協定（現日米地位協定）に伴う刑事特別法（以下、刑特法）違反容疑で二三人が逮捕された事件。七人の労働者や学生が起訴された。当時、明治大学生だった土屋氏もその一人である。

### 秘密電報が伝える砂川最高裁判決の舞台裏

一九五九年三月三〇日の東京地裁の判決では、砂川事件の被告全員が無罪とされた。新聞各紙は一面で、「米軍の駐留は違憲、刑特法は無効、基地立ち入り、全員に無罪」などの見出しを掲げ、大々的に報じた。伊達秋雄裁判長の名から「伊達判決」と呼ばれる。憲法九条をめぐる裁判史上、特筆される判決の主旨は次のとおりだ。

「安保条約による駐留米軍は日本国外にも出動でき、基地を軍事行動のために使用できる。その結果、日本が武力紛争にまきこまれ、戦争の惨禍が及ぶおそれもある。そのような危険をもたらす可能性のある米軍に、基地を提供し駐留を許した日本政府の行為は、政府の行為によって再び戦争の惨